

EU の FTA における原産地証明制度

ブリュッセル・センター

EU は、自由貿易協定 (FTA) の原産地証明制度として、「認定輸出業者制度」を採用している。EU が採用する認定輸出業者制度は、認定を受けた輸出業者は自己申告でよいが、それ以外は第三者機関が発行する原産地証明書を提出する必要があるという、限定的な自己証明制度である。2008 年 9 月 25 日に大筋合意に達した日・スイス自由貿易・経済連携協定 (FTEPA) でも認定輸出者による自己証明制度が導入されているが、本稿ではその制度を検討する上でも参考となりうる EU の FTA での「認定輸出業者制度」について解説する。

1. EU の原産地証明制度簡素化措置の概要

世界の FTA で原産地証明の手続きを簡素化するために導入されている制度には、輸出者の完全な自己申告による「自己証明制度」¹もあるが、EU が自由貿易協定 (FTA) で導入している原産地証明制度は、「認定輸出業者 (Approved Exporter) 制度」である。これは従来の EU の一般特惠関税制度 (GSP) における原産地証明の制度を踏襲している²。

EU が域外諸国と締結した FTA の原産地証明制度である認定輸出業者制度は、認定を受けた輸出業者は自己申告でよいが、それ以外は第三者機関が発行する原産地証明書を提出する必要がある。これは限定的な自己証明制度といえる。特惠関税の適用には「原産地証明書」の提出が必要であるものの、信頼できる輸出者は「認定輸出業者」として認定して手続きを簡素化でき、これにより輸出業者は手続きコストの負担を軽減できる。EU が近年締結した FTA にはメキシコ、南アフリカ、チリとの協定があるが、いずれも同じ制度を採用している。この制度の内容は以下の通りである。

- ・ 通常は原産地証明書となる移動証明書「EUR.1」を提出する。
- ・ 当局から事前に「認定輸出業者」を受けた輸出業者、および輸出品の価値が一定金額 (6,000 ユーロ) を超えない輸出業者の場合、「インボイス・デクラーション (invoice declaration / インボイス申告)」を利用できる。これは、商業書類 (インボイス、貨物引渡し通知書 / delivery note、もしくは製品の詳細が十分に特定できるよう記載されたその他の商業書類) の中に一定の文言を付すことにより、これを原産地証明書に代替することを認めるものである。
- ・ 輸入品の価値が少額 (小荷物の場合で 500 ユーロまで、個人貨物の一部となる商品の場合 1,200 ユーロまで) の場合、原産地証明は一切不要。

認定輸出業者は税関当局が定めた要件を満たした輸出業者で、認定を得る手続きは各国の国内法で異なる。当局は認定輸出業者を監督し、認定制度を濫用した輸出業者は認定を取り消される。

¹ 導入例には NAFTA (北米自由貿易協定)、米国・チリの FTA、米国・ヨルダンの FTA、カナダ・チリの FTA、CACM (中米共同市場)、CACM・チリの FTA などがある。他にどのような FTA で導入されているかは、ジェトロ貿易投資白書 2008 年版 54 頁を参照。なお、ジェトロ貿易投資白書はジェトロオンラインブックショップ (<http://books.jetro.go.jp/>) で購入できる。

² ユーロトレンド 2006 年 2 月号「特惠関税に関する原産地規則 (EU)」を参照。ジェトロウェブサイト (<http://www.jetro.go.jp/world/europe/reports/05001339>) からダウンロードできる。

2. 認定輸出業者の規定

以下では、2000年以降にEUが締結したFTAであるメキシコ、南アフリカ、チリの協定を基にインボイス・デクラレーションと認定輸出業者の制度について説明する。

(1) FTAの条項における原産地証明の規定（EU・チリの例）³

ここではEU・チリのFTAの条文における認定輸出業者の規定の概要を説明するが、この内容はメキシコ、南アフリカとの協定でもほぼ同一である。

インボイス・デクラレーションと認定輸出業者の規定

EU・チリのFTAでは、原産地証明に関してFTAの付属書III「原産品の概念の定義および行政協力の手法（Annex III Definition of the Concept of Originating Products and Methods of Administrative Cooperation）」第15条～第29条で規定されている。このうち第15条でEUR.1またはインボイス・デクラレーション利用についての一般規定を定め、第20条でインボイス・デクラレーション作成の要件、第21条で認定輸出業者について定めている。また第26条で当局から要請があった場合に提示が必要な証拠書類、第27条ではEUR.1およびインボイス・デクラレーションを記載した文書および証拠書類の保管について保管期間を最低3年間と規定している。20条で規定されるインボイス・デクラレーションの作成要件は以下の通りである⁴。

- ・ インボイス・デクラレーションを作成できるのは、認定輸出業者である場合、または輸出品の合計金額が6,000ユーロを超えない製品の輸出業者の場合（20条1項）。
- ・ 輸出国の税関当局や関係政府当局から要請があった場合には、原産地を証明する適切な文書をいつでも提示できるように用意しておく（20条3項）。
- ・ インボイス・デクラレーションは、インボイス、貨物引渡し通知書、もしくはその他の商業文書にタイプ、スタンプ、または印刷で明示する（20条4項）。
- ・ インボイス・デクラレーションは輸出業者の自筆の署名が必要である。ただし認定輸出業者の場合、あたかも同認定輸出業者により自筆で署名されたかのように当該輸出業者

³ 出所：Agreement establishing an association between the European Community and its Member States, of the one part, and the Republic of Chile, of the other part - Final act (OJ L 352, 30.12.2002) <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:352:0003:1439:EN:PDF>

⁴ ここで示すのは概要であり、正確を期すためには原文を参照願う。
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2004/november/tradoc_111627.pdf

を名乗るインボイス・デklarレーションに対し完全な責任をとる約束を、税関当局や政府当局に書面で提出するならば、こうした署名は必要ない（20条5項）。

認定輸出業者の規定（第21条）は以下の通りである。

- ・ 輸出国の税関当局、もしくは管轄する政府当局は、原産品を頻繁に輸出する輸出業者に対して、輸出する製品の価格に関係なく、インボイス・デklarレーションを作成することを認めることができる（21条1項）。認定を申請する輸出業者は当局に対して、製品の原産地を証明することを保証しなければならない。
- ・ 当局は、自らが適当と考える要件にしたがって、認定輸出業者の地位を与えることができる（21条2項）。
- ・ 当局は、認定輸出業者にインボイス・デklarレーションに明示する税関認可番号を与える（21条3項）。
- ・ 当局は、認定輸出業者による認定の使用について監視する（21条4項）。
- ・ 当局は、認定輸出業者がもはや原産地証明を保証できない場合、条件を満たさない場合、もしくは認定の不適切な使用があった場合に、いつでも認定を取り消すことができる（21条5項）。

インボイス・デklarレーションの作成に関する規定

インボイス・デklarレーションに明記する必要がある文言は、EU-チリ FTA 付属書 III の付録書 IV (Appendix IV Invoice Declaration) で規定されている。ここでは、インボイス・デklarレーションの文言について英語のほか、ドイツ語、フランス語、ポルトガル語など合わせて22言語のいずれかで表記することとなっている。英語版は以下の通りである。

「The exporter of the products covered by this document (customs or competent governmental authorisation No....) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of ... preferential origin」(この文書(税関当局または管轄する政府当局の認証番号 No..... <番号を明記する>)の対象となる産品輸出業者は、そうではないことを明示した場合を除き、これらの産品が特惠原産地(原産地を明記する)の産品であることを宣言する)

なお記載方法については以下のように定められている。

- ・手書きでデklarーションを入れる場合には活字体でインクを用いる。
- ・認定輸出業者の場合は必ず認定番号を入れなければならない。
- ・認定輸出業者でない場合（6,000 ユーロを超えない輸出業者の場合）上記の文言内でカッコ内を省略するか番号部分を空欄とする。
- ・商業文書上に製品の原産地を明示する。

(2) 認定輸出業者の申請手続き（南アフリカの例）⁵

南アフリカでは、南アフリカ歳入局（SARS：South African Revenue Service）が認定輸出業者の認定申請手続きを規定している。以下では、同局が発行するガイドに従い、実際の申請手続きを説明する。規定される手続きや認定基準は、FTA の条項に沿ったものである。

認定輸出業者の申請

申請先は南アフリカ歳入局（SARS）税関本部。申請書（DA49A.02）の記載事項には以下のような内容が含まれるうえ、輸出する製品が原産地規則に適合することを証明する文書があればそれを添付するよう求められている。

- ・ 向こう1年間にEUに輸出する予定の製品の貨物の個数や推定販売価格
- ・ 輸出する製品の詳細な記述と各製品の4桁の関税分類
- ・ 製品がどのように原産地規則を満たしているかを明記
- ・ 製品の製造業者の場合は製造プロセスの概要
- ・ 仕向け国

認定輸出業者の基準と順守すべき条件

輸出業者認定を受けるには、以下に示す基準を全て満たしていなければならない。

- ・ 特恵を受ける製品を年間に24回以上出荷する。
- ・ FTA の義務に違反してない。
- ・ 過去2年間に関税法に関する違反に関わっていない。
- ・ FTA で規定される原産地規則に製品が適合することを証明するのに十分な証拠を持っていること。

⁵ 出所：南アフリカ歳入局（SARS）ウェブサイト“Application for Approved Exporter Status”
http://www.sars.gov.za/home.asp?pid=3901#APPROVEDEXPORTERSSTATUS_.pdf

- ・ 製品の原産地の確認を保證できること。

また、認定輸出業者となった場合に以下の条件を全て順守することを義務付けられる。

- ・ インボイス・デクラレーションの全ての責務を果たす。
- ・ 輸出申告と一緒にインボイス・デクラレーションが銘記されたインボイスを提示する。輸出書類が処理されたあとにインボイス・デクラレーションを作成した場合、オリジナルのインボイス・デクラレーションと相互参照して輸出申告を行った税関に提示する。
- ・ 輸出する製品が輸出業者の記録上で簡単に追跡できるように、インボイス上に番号など十分に参照できるものや特定できるものを示す。
- ・ 製品の原産地について税関から証明を求められた場合、必要な記録を全て提出する。
- ・ 輸出業者の法的地位や輸出する製品の原産地域に影響を与える変更はすぐに税関に通知し、認定された製品の輸出が中止される場合も通知する。
- ・ 認定を受ける製品が必ず原産地の規定に適合するようにする。
- ・ インボイスや貨物引渡し通知書、その他の製品の詳細を十分に示した商業文書に製品を記載する。こうした商業文書に関税分類番号を記載する。
- ・ 第三国からの輸入品や原産地基準を満たさない製品など特惠関税を適用されない製品については、アステリスクなどで文書に明示する。
- ・ 規定に従った形式によりインボイス・デクラレーションを使用する。
- ・ インボイス・デクラレーションを使用できるのは認定された後だけで、この権限を遡って行使することはできない。
- ・ 申請書に明記されていない製品を輸出する際は、輸出の前に別途認定を申請する。
- ・ 税関当局が課すその他の条件や義務を遵守する。

また、認定輸出業者が認定を取り消される事由としては以下の点が挙げられている。

- ・ 積荷の原産地や価値に関する虚偽の申告が行われた場合
- ・ 規定の要件に適合しない場合
- ・ 必要とされる原産地の条件を製品が満たさないことを税関当局に通知しなかった場合（原材料の調達地の変更、認定中止の必要性、法的地位や住所の変更など）

3. 弊害が生じた事例（メキシコの例）

認定輸出業者制度により大きな弊害が生じた事例の報道は見当たらなかったが⁶、インボイス・デクラレーションに形式上の問題があることにより、相手国から第三者発行の原産地証明を要求される、通常の間税を課せられるという問題が起きた例はあった。

アイルランド税関が2004年10月に出したEUR.1およびインボイス・デクラレーションについての輸出業者に対する指示書⁷の中で、形式上の問題があると、それを理由にメキシコ税関当局から拒否される⁷として注意を促している。この中でインボイス・デクラレーションに関する内容は以下の通りである。

- ・ EUの公用語で記載していても英語やスペイン語でない場合、メキシコ税関当局は翻訳を要求している。英語またはスペイン語の翻訳を用意しておくか、初めから英語またはスペイン語で記載することが望ましい。
- ・ メキシコ税関は、インボイス・デクラレーションに記載できるインボイス以外の商業文書について、貨物引渡し通知書（delivery note）、船荷証券（bill of lading）、パッキング・リスト（packing list）のみであるとしている。
- ・ 認定輸出業者に対してEU加盟各国が発行する認定番号の形式・構成はEUからメキシコ税関に伝えてあるが、文書上の認定番号を形式通りに記載しないとメキシコでの通関が難しくなる場合がある。

その後も、メキシコ税関についてインボイス・デクラレーションで拒絶された例があったが、いずれも上記に該当するもので、特に認定番号が識別できないというものであった。

⁶ EUや主なFTA相手国の税関等の関連当局のウェブサイトや、貿易関連のニュースサイトなどを検索。特にEUでは、Trade Issueのページ（http://ec.europa.eu/trade/issues/index_en.htm）や、Market Access Database（<http://mkacadb.eu.int>）など。

⁷ 出所：Irish Revenueウェブサイト（<http://www.revenue.ie/>）